



島根県報

令和7年7月11日（金）

号外第70号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	（総 務 課）	9
特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	（人 事 課）	13
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（財 政 課）	15
島根県県税条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	19
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	20
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	（地 域 政 策 課）	22
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	（市 町 村 課）	23
島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例	（地 域 福 祉 課）	24
島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例	（健 康 推 進 課）	25
島根県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	（都 市 計 画 課）	26
島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	（建 築 住 宅 課）	27
島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例	〔学 校 企 画 課〕	28
	〔学 校 教 育 課〕	
議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例	（議 員 提 出）	29

公布された条例等のあらまし

◇職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第29号）

1 条例の概要

(1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 部分休業制度の拡充に伴う規定の整備

(ア) 1日につき2時間を超えない範囲内で請求する部分休業について、勤務時間の始め又は終わりに限り承認する取扱いを廃止することとした。（第29条関係）

(イ) 地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認は、1時間を単位として行うものとする事とした。（第29条の2関係）

(ロ) 法第19条第2項第2号の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする事とした。（第29条の3関係）

(ハ) 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、(ロ)の期間につき次のとおりとする事とした。（第29条の4関係）

ア 常勤職員 77時間30分

イ 非常勤職員 勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(ニ) 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより申出の内容の変更をしなければ当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする事とした。（第29条の5関係）

イ 妊娠又は出産等について申出をした職員等に対する意向確認等に係る規定の整備（第32条の2関係）

(ア) 任命権者は、職員から本人又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等の申出があったときは、当該職員に対して仕事と育児との両立に資する制度又は措置に関する情報提供、意向確認等のための措置を講じなければならないこととした。

(イ) 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員に対して、人事委員会規則で定める期間内に、仕事と育児との両立に資する制度又は措置に関する情報提供、意向確認等のための措置を講じなければならないこととした。

(2) 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備（第18条関係）

(3) 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(2)に同じ。（第24条関係）

2 施行期日

令和7年10月1日から施行することとした。

◇特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第30号）

1 条例の概要

(1) 知事等の給料の月額改正

区 分	改 正 前	改 正 後
知事	1,280,000円	1,290,000円
副知事	1,000,000円	1,010,000円
教育長	800,000円	810,000円
常勤の監査委員	670,000円	680,000円

(2) 病院事業管理者の給料月額の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
医師でない場合	800,000円	810,000円
医師である場合	1,000,000円	1,010,000円

(3) 行政委員会の委員等の報酬額の改正

区 分		改 正 前	改 正 後
教育委員会	委員	月額 190,000円	月額 192,000円
選挙管理委員会	委員長	日額 38,300円	日額 38,900円
	その他の委員	日額 31,900円	日額 32,400円
人事委員会	委員長	月額 231,000円	月額 234,000円
	その他の委員	月額 190,000円	月額 192,000円
非常勤の監査委員	識見を有する者	月額 276,000円	月額 280,000円
	議会の議員	月額 108,000円	月額 109,000円
公安委員会	委員長	月額 231,000円	月額 234,000円
	その他の委員	月額 190,000円	月額 192,000円
労働委員会	会長	月額 231,000円	月額 234,000円
	その他の公益委員	月額 190,000円	月額 192,000円
	労働者委員及び使用者委員	月額 164,000円	月額 166,000円
収用委員会	会長	日額 38,300円	日額 38,900円
	その他の委員	日額 31,900円	日額 32,400円
海区漁業調整委員会	会長	日額 38,300円	日額 38,900円
	その他の委員	日額 31,900円	日額 32,400円
内水面漁場管理委員会	会長	日額 38,300円	日額 38,900円
	その他の委員	日額 31,900円	日額 32,400円

(4) 附属機関の委員等の報酬日額の支給限度額の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
附属機関の委員等	13,300円	13,500円

(5) 投票管理者等の報酬日額の改正

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定により定められた額と同額とすることとした。

2 施行期日

令和7年8月1日から施行することとした。ただし、1の(5)については、公布の日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第31号）

1 条例の概要

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料（別表59の2の項関係）

宅地造成等に関する工事の許可に係る手数料の新設

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けようとする場合

区 分	手数料の額
盛土又は切土をする土地の面積（以下「盛土等面積」という。）が500平方メートル以内のもの	14,000円
盛土等面積が500平方メートルを超え1,000平方メー	25,000円

トル以内のもの	
盛土等面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	35,000円
盛土等面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	52,000円
盛土等面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	65,000円
盛土等面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	87,000円
盛土等面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	136,000円
盛土等面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	212,000円
盛土等面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	338,000円
盛土等面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	486,000円
盛土等面積が100,000平方メートルを超えるもの	633,000円

イ 土石の堆積に関する工事の許可を受けようとする場合

区 分	手数料の額
土石の堆積を行う土地の面積（以下「堆積面積」という。）が500平方メートル以内のもの	10,000円
堆積面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	12,000円
堆積面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	14,000円
堆積面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	18,000円
堆積面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	25,000円
堆積面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	28,000円
堆積面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	34,000円
堆積面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	48,000円
堆積面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	65,000円
堆積面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	98,000円
堆積面積が100,000平方メートルを超えるもの	120,000円

- ウ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更の許可を受けようとする場合
 変更に係る部分の盛土等面積の区分に応じ、それぞれアに掲げる額
- エ 土石の堆積に関する工事の変更の許可を受けようとする場合
 変更に係る部分の堆積面積の区分に応じ、それぞれイに掲げる額

(2) 宅地建物取引業法関係手数料（別表61の項関係）

オンラインにより免許又は免許の更新を申請する場合の手数料の設定

改正前	改正後
33,000円	33,000円 （電子情報処理組織を使用する方法により申請を行う場合にあっては、26,500円）

2 施行期日

令和7年10月1日から施行することとした。

◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第32号）

1 条例の概要

- (1) 自動車税の種別割の課税免除の対象となる自動車に、社会福祉法人等が就労選択支援を行う事業において専ら利用者の移動又は原材料若しくは生製品の輸送の用に供する自動車を追加することとした。（第46条関係）
- (2) 引用する条項の整理

2 施行期日

令和7年10月1日から施行することとした。ただし、1の(2)の一部については、公布の日から施行することとした。

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

1 条例の概要

- (1) 次に掲げる特例措置の適用期間を2年間延長し、令和9年3月31日までとすることとした。（第1条の2・第4条・第8条関係）
- ア 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域のうち離島振興計画に記載された産業振興促進区域における県税の課税免除
- イ 半島振興法に規定する認定産業振興促進計画の区域における県税の不均一課税
- ウ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に規定する原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税
- (2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域における県税の課税免除の適用期間を3年間延長し、令和10年3月31日までとすることとした。（第9条関係）

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

1 条例の概要

- (1) 次に掲げる県の執行機関が行う次に掲げる事務を個人番号及び当該執行機関が保有する特定個人情報を利用することができる事務から削除することとした。（別表第1・別表第2関係）

執行機関	事 務
知事	高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者等に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務
	私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
	私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
教育委員会	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務
	国立又は公立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務
	国立又は公立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第35号）

1 条例の概要

(1) 次に掲げる事務を知事が都道府県知事保存本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務から削除することとした。（別表第2関係）

ア 高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者等に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務

イ 私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務

ウ 私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務

(2) 次に掲げる事務を知事が教育委員会に都道府県知事保存本人確認情報及び附票本人確認情報を提供することができる事務から削除することとした。（別表第3関係）

ア 高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務

イ 国立又は公立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務

ウ 県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務

エ 国立又は公立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務

(3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例（条例第36号）

1 条例の概要

雲南市の民生委員の定数の改正（本則の表関係）

改 正 前	改 正 後	増 減
143人	145人	2人

2 施行期日

令和7年12月1日から施行することとした。

◇島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例（条例第37号）

1 条例の概要

高額医療費負担金の基準額の引上げに伴う年齢調整後医療費指数に係る規定の整備（第12条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 条例の概要

引用する条項の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 条例の概要

建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する建築確認等を受けた建築物の完了検査手数料の加算の免除に係る規定の整備（第11条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 条例の概要

- (1) 受検料及び入学料の納付時期に係る規定の整備（第3条・第8条関係）
- (2) 教育委員会は、専攻科に在学する者が納付すべき授業料を除き、令和7年度に係る授業料及び受講料について、その納付を猶予することができることとした。（附則第4項関係）

2 施行期日等

公布の日から施行し、1の(2)については、令和7年4月1日から適用することとした。

◇議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（条例第41号）

1 条例の概要

報酬額の月額改正（別表第1関係）

区 分	改 正 前	改 正 後
議長	970,000円	980,000円
副議長	850,000円	860,000円
その他の議員	790,000円	800,000円

2 施行期日

令和7年8月1日から施行することとした。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第29号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第28条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第29条の見出しを「(第1号部分休業の承認)」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

第29条第2項中「(短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)」を削り、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、「以下」の次に「この項において」を加え、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第29条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下この項において「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当

該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第29条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第29条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第29条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第31条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第30条中「部分休業の」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の」に改める。

第31条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第31条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第32条の次に次の1条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第32条の2 任命権者は、前条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規

定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（次項において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 前条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「1日の勤務時間の一部」を「1日の勤務時間の全部又は一部」に改め、「2時間を超えない範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指

定する時間を超えない範囲内」を加える。

(島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年島根県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「1日の勤務時間の一部」を「1日の勤務時間の全部又は一部」に改め、「2時間を超えない範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第29条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第30号

特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和23年島根県条例第88号)の一部を次のように改正する。

第1号表中「1,280,000円」を「1,290,000円」に、「1,000,000円」を「1,010,000円」に、「800,000円」を「810,000円」に、「670,000円」を「680,000円」に改める。

(島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 島根県病院事業管理者の給与等に関する条例(平成19年島根県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「800,000円」を「810,000円」に改め、同条第2項中「1,000,000円」を「1,010,000円」に改める。

(非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第3条 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和27年島根県条例第38号)の一部を次のように改正する。

「	月額	190,000円	「	月額	192,000円
	日額	38,300円		日額	38,900円
	日額	31,900円		日額	32,400円
	月額	231,000円		月額	234,000円
	月額	190,000円		月額	192,000円
	月額	276,000円		月額	280,000円

	月額 108,000円	月額 109,000円	
	月額 231,000円	月額 234,000円	
第2条の表中	月額 190,000円	月額 192,000円	を に改める。
	月額 231,000円	月額 234,000円	
	月額 190,000円	月額 192,000円	
	月額 164,000円	月額 166,000円	
	日額 38,300円	日額 38,900円	
	日額 31,900円	日額 32,400円	
	日額 38,300円	日額 38,900円	
	日額 31,900円	日額 32,400円	
	日額 38,300円	日額 38,900円	
	日額 31,900円	日額 32,400円	

第3条第1項中「13,300円」を「13,500円」に改め、同条第3項中「勤務1日につき11,300円を超えない範囲内において、選挙管理委員会が知事と協議して定める」を「それぞれ国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号の規定により定められた額と同額とする」に改める。

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。ただし、第3条中第3条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第31号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表59の項の次に次の1項を加える。

59の2 宅地 造成及び特 定盛土等規 制法関係手 数料	(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）第12条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可を受けようとする者	
	ア 盛土又は切土をする土地の面積（以下この項において「盛土等面積」という。）が500平方メートル以内のもの	14,000円
	イ 盛土等面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	25,000円
	ウ 盛土等面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	35,000円
	エ 盛土等面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	52,000円
	オ 盛土等面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	65,000円
	カ 盛土等面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	87,000円

キ	盛土等面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	136,000円
ク	盛土等面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	212,000円
ケ	盛土等面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	338,000円
コ	盛土等面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	486,000円
サ	盛土等面積が100,000平方メートルを超えるもの	633,000円
(2)	法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可を受けようとする者	
ア	土石の堆積を行う土地の面積（以下この項において「堆積面積」という。）が500平方メートル以内のもの	10,000円
イ	堆積面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	12,000円
ウ	堆積面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	14,000円
エ	堆積面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	18,000円
オ	堆積面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	25,000円
カ	堆積面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	28,000円
キ	堆積面積が10,000平方メートルを超え	34,000円

	20,000平方メートル以内のもの	
ク	堆積面積が20,000平方メートルを超え 40,000平方メートル以内のもの	48,000円
ケ	堆積面積が40,000平方メートルを超え 70,000平方メートル以内のもの	65,000円
コ	堆積面積が70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のもの	98,000円
サ	堆積面積が100,000平方メートルを超 えるもの	120,000円
(3)	法第16条第1項の規定に基づく宅地造成 若しくは特定盛土等に関する工事又は法第 35条第1項の規定に基づく特定盛土等に関 する工事の変更の許可（変更に係る部分に 盛土又は切土をする土地がある場合に限 る。）を受けようとする者	変更に係る 部分の盛土 等面積の区 分に応じ、 それぞれ第 1号に定め る額
(4)	法第16条第1項又は第35条第1項の規定 に基づく土石の堆積に関する工事の変更の 許可（変更に係る部分に土石の堆積をする 土地がある場合に限る。）を受けようとし る者	変更に係る 部分の堆積 面積の区分 に応じ、そ れぞれ第2 号に定める 額

別表61の項第1号中「33,000円」の次に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請を行う場合にあっては、26,500円）」を加える。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第32号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第46条第9号中「同条第13項」の次に「に規定する就労選択支援、同条第14項」を加え、「同条第14項」を「同条第15項」に、「同条第27項」を「同条第28項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第33号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項、第4条及び第8条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第9条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（以下「旧条例」という。）第1条の2第1項に規定する離島振興対策実施地域のうち産業振興促進区域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は通算親法人若しくは当該通算親法人による通算完全支配関係にある通算子法人が、同項に規定する製造の事業等の用に供するため、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）前に同項の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合における課税免除については、なお従前の例による。

3 旧条例第4条に規定する認定産業振興促進計画の区域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は通算親法人若しくは当該通算親法人による通算完全支配関係にある通算子法人が、同条に規定する製造の事業等の用に供するため、適用日前に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合における不均一課税については、なお従前の例による。

4 旧条例第8条に規定する原子力発電施設等立地地域内において、法人又は個人が、同条に規定する製造の事業等の用に供するため、適用日前に同条の規定

に該当する設備を新設し、又は増設した場合における不均一課税については、なお従前の例による。

- 5 旧条例第9条に規定する促進区域内において、法人又は個人が、同条に規定する承認地域経済牽引事業の用に供するため、適用日前に同条に規定する対象施設を設置した場合における課税免除については、なお従前の例による。
- 6 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、附則第1項の規定によりこの条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第1条の2第1項、第4条、第8条又は第9条の規定の適用を受けべき要件に該当することとなった者に係る新条例第13条第1項第1号から第4号までの規定の適用については、同項第1号中「又は同条第2項の規定により修正申告書を提出する日」とあるのは「若しくは同条第2項の規定により修正申告書を提出する日又は特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年島根県条例第33号。以下この項において「令和7年改正条例」という。）の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第2号中「当該納期の末日）」とあるのは「当該納期の末日）又は令和7年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第3号中「いずれか遅い納期の末日）」とあるのは「いずれか遅い納期の末日）又は令和7年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第4号中「当該納期の末日）」とあるのは「当該納期の末日）又は令和7年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」とする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第34号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1中1の項から3の項までを削り、4の項を1の項とし、5の項を削り、同表の6の項中「県立の」を「島根県立高等学校等条例別表第1に掲げる」に改め、「就学支援金」の次に「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金をいう。別表第2の2の項において同じ。）」を加え、同項を同表の2の項とし、同表の7の項を削り、同表の8の項中「高等学校」の次に「（中等教育学校の後期課程を含む。別表第2の3の項において同じ。）」を加え、同項を同表の3の項とし、同表中9の項を4の項とし、10の項及び11の項を削る。

別表第2中1の項から3の項までを削り、同表の4の項中「就学支援金関係情報」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報（2の項及び3の項において「就学支援金関係情報」という。）」に改め、同項を同表の1の項とし、同表の5の項を削り、同表の6の項中「県立の」を「島根県立高等学校等条例別表第1に掲げる」に改め、同項を同表の2の項とし、同表中7の項を削り、8の項を3の項とし、9の項を4の項とし、10の項及び11の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第35号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2中2の項から4の項までを削り、5の項を2の項とし、6の項から26の項までを3項ずつ繰り上げる。

別表第3の1の項第2号を削り、同項第3号中「県立の」を「島根県立高等学校等条例別表第1に掲げる」に改め、「就学支援金」の次に「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金をいう。）」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同項第5号中「高等学校」の次に「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を加え、同号を同項第3号とし、同項中第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号及び第10号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第36号

島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例

島根県民生委員定数条例（平成26年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則の表雲南市の項中「143人」を「145人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第37号

島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例

島根県国民健康保険条例（平成29年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「80万円」を「90万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第38号

島根県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

島根県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例（平成25年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第39号

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第6項中「対する完了検査」の次に「（以下この項において単に「完了検査」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（特定建築行為（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。）に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。）を受けた住宅について完了検査を受けようとする場合にあっては、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第40号

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「した」を「しようとする」に改める。

第8条第1項中「されたとき」を「されるときまで」に改め、同条第2項中「とき」の次に「まで」を加える。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付す。

附則第2項に見出しとして「（県立学校設置条例及び島根県立学校授業料、通信教育受講料、入学料及び受検料条例の廃止）」を付す。

附則第3項に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の1項を加える。

（授業料等の納付の特例）

- 4 教育委員会は、第3条の規定にかかわらず、令和7年度に係る授業料及び受講料について、その納付を猶予することができる。ただし、専攻科に在学する者が納付すべき授業料については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の島根県立高等学校等条例附則第4項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第41号

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する
条例

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成14年
島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「970,000円」を「980,000円」に、「850,000円」を「860,000
円」に、「790,000円」を「800,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。